

1. 特例制度の概要

認定こども園法改正に伴う幼稚園教諭免許状及び保育士資格の取得の特例について

平成24年8月の認定こども園法の改正により、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設として、新たな「幼保連携型認定こども園」が創設されました。

新たな「幼保連携型認定こども園」は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、配置される職員としては、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有する「保育教諭」が位置づけられています。

「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を進めるため、改正認定こども園法では、法律の施行後5年間は、幼稚園教諭免許状または保育士資格のいずれかを有していれば、保育教諭等となることができるとする経過措置を設けています（改正認定こども園法附則第5条）が、この5年間に所有していないもう一方の免許・資格を取得する必要があります。（この制度は、平成30年12月25日の閣議決定により特例期間が延長されました。）

保育士資格または幼稚園教諭免許状を有し、保育士または幼稚園教諭として3年かつ4,320時間以上勤務経験がある方を対象として、必要な単位数8単位を修得することにより、幼稚園教諭免許状および保育士資格の取得が可能となる特例を設け、免許・資格の併有を促進することとなっています。

*免許状取得には、単位修得後平成32年3月までに、別途手続きを行う必要があります。
この手続きは、勤務に関する条件（3年かつ4,320時間以上）を満たしていない場合は行えません。

2. 受講対象者

- 保育士資格所有者

3. 募集人数

50名（10名未満の場合、開講を見送る場合があります。）

4. 開講科目（1科目から受講可能）

科目	学習スタイル	取得単位
教育制度論	自宅学習・レポート作成	2
教職論	自宅学習・レポート作成	2
教育課程論	自宅学習・レポート作成	1
保育内容指導法	自宅学習・レポート作成 スクーリング（面接授業）	2
乳幼児理解	自宅学習・レポート作成	1

5. 資料請求期間

2月14日（木）～2月25日（月）

・資料請求方法

官製ハガキ 又は、メール（アドレス recurrent@chiyoda.ac.jp）に

「幼稚園教諭免許状取得」と明記し

①郵便番号 ②住所 ③氏名(フリガナ) ④TEL ⑤勤務先 ⑥勤務先TEL
を記入し請求ください。「受講の手引き」を送付します。

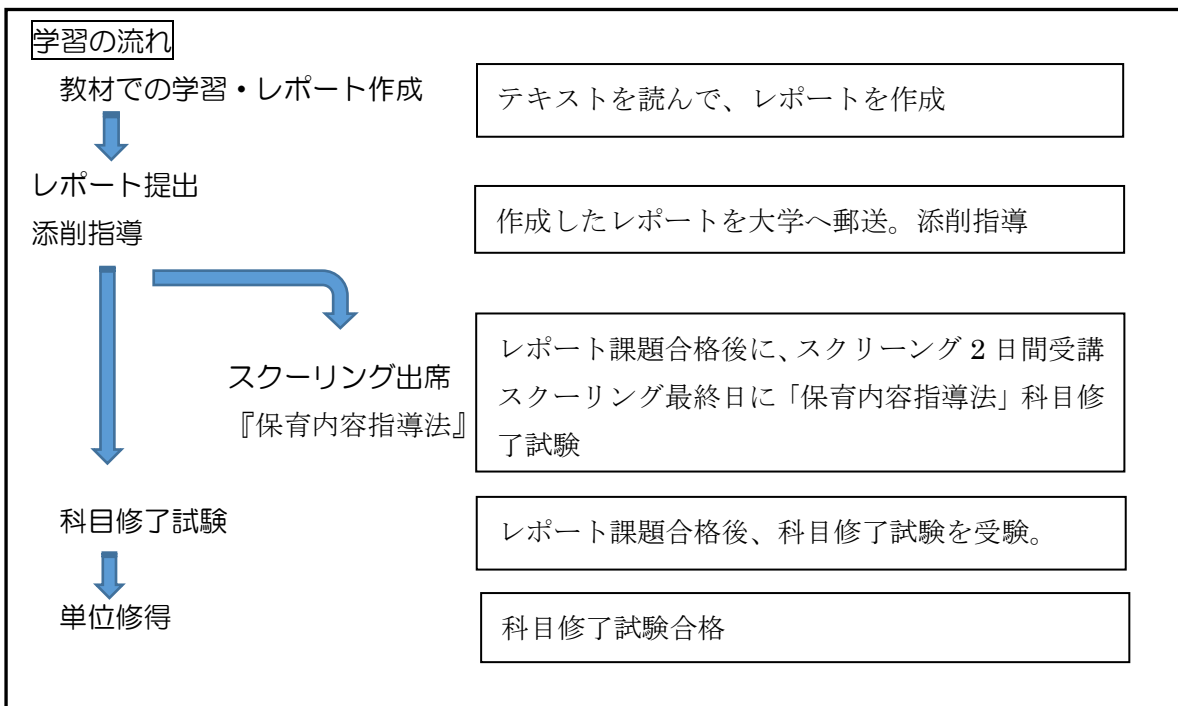
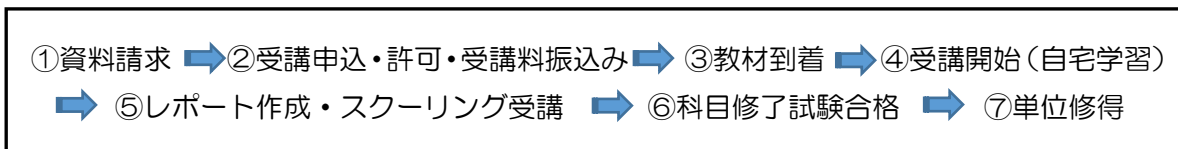
6. 受講申込期間（消印有効）

2月28日（木）まで

*今までに大学・養成校で修得済みの単位がある場合、受講科目が軽減される場合があります。本学の卒業生の方は、受講に必要な科目について、下記の期間、相談を受け付けます。他大学・他校の卒業生の方は、卒業された学校にお問い合わせください。

7. 資料請求から受講、単位修得までの流れ

受講期間は1年間です。（最短6か月で修得できます。）



8. 課題（レポート等）の提出、スクーリング受講上の注意

- 各科目で評価基準（60点以上）に達することが必要です。
- スクーリングは、すべての日程の受講が必要です。

⇒詳細は、受講申込者に配布する「学習の手引き」を確認ください。

レポート課題が未提出の場合や修了評価の基準に達しなかった場合は、レポートの再提出が必要になります。（有料）

9. 受講料

科目	受講料 (テキスト代含む)
教育制度論	¥12,000
教職論	¥12,000
教育課程論	¥12,000
保育内容指導法	¥20,000
乳幼児理解	¥12,000

*テキスト代は、別途必要となります。

10. 特例制度に関する情報

①厚生労働省 HP

<保育士資格取得の特例制度についての情報>

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/tokurei.html

②文部科学省 HP

<幼稚園教諭免許状取得の特例制度についての情報>

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1339596.htm

10. 個人情報の取り扱い

受講者の個人情報は特例講座に係る業務のみに利用いたします。

11. 問い合わせ先

〒586-8511 大阪府河内長野市小山田町1685

大阪千代田短期大学 生涯学習センター 特例講座係

電話 0721-52-4141 (代表)

平日 月～金 9:00～17:00

FAX 0721-52-4747

メールアドレス recurrent@chiyoda.ac.jp